

篠原ヨリ改メテ要求シ伺フ後シト述、上野ヨリ一日
 立十天ノ貸銀ニテハ生活スル能ハスト答ヘ篠原ハ一
 向十九日ノ値上ニテ解決セシニ執念セリルハ不都合
 ナリト語リシ心ノ上野ハ解決セルニ限ストテ別記ノ如
 ×(要)求書)覺書ヲ提出シタルニ篠原ク満万ハ敬首
 シタルモノト恩料スト述ヘシル為メ労働者側ハ憤慨
 シテ辭去セリ

二 警察 事故

労働團員塚宗吉 青木 仁 篠村勝三郎ハ十七日午前
 七時頃本所通横川町六十六番地六田組大工月館豊吉
 シ訪ヒ出勤ヲ阻止セントシ、ルシ以テ本所太平警察
 署ニ檢束シタルカ即日知事署返還セリ
 右反串(通)作候也

覺書(要)求書)

- 一 一両金三十円トシ入當リノ最爲最低ノ見込貸銀ヲ制定シ若シ一生涯命働
 イヲ最低ノ賃銀ニ充當セザル場合其ノ割付ヲ改メスルコト
- 二 現在ノ工事シ拾班等分ニシテ元六ノ三班トシテ後業員側ヨリ七班ニ分割シ
 テ工事完成迄ニ失職者ヲ出ワスルコト
- 三 勤定日ヲ十音晦日ノ二四押ヒトシテ締切ハ勤定前二日タルコト
- 四 勤定ハ賃銀不押防止ノ為メ探米後業員主令ノ上現湯拂トスルコト
- 五 疾病等他向該付ノ場合ハ往來傷賃銀ノ六割ヲ支給スルコト
- 六 工事ノ工程表ヲ添テ後業員ニ送知スルコト
- 七 就業時間ヲ午前七時ヨリ午後五時迄トスルコト
- 八 傷病ノ慰養種及ニ治療代ヲ賠償シテ
- 九 交渉中間交渉ノ日高給典ノ二ト